

平成25年6月26日
海事局海技課
海上保安庁交通部安全課

【問い合わせ先】

国土交通省海事局海技課 山崎（内線 45-302）

成瀬（内線 45-357）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8655

FAX：03-5253-1646

海上保安庁交通部安全課 小林（内線 6302）

代表：03-3591-6361 直通：03-3591-2776

FAX：03-3591-2776

プレジャーボートの発航前点検の推進について

プレジャーボートの海難事故は、近年、毎年約1,000隻近く、全船舶海難の四割以上を占めています。このうち約三割は機関取扱不良や船体機器整備不良が原因であり、これらの海難であっても、機関等が故障することで操船が困難となり、乗船者の生命に係わるものや他船にも影響を及ぼす事例もあります。また、これらの海難は小型船舶操縦者（船長）に義務づけられている発航前点検を適正に行うことにより未然に防止できるものが多く含まれています。

これらのことから、これまでも国土交通省及び海上保安庁では、遵守事項パトロール活動や海難防止講習会等を通じて、海難事故のデータをもとに発航前点検の重要性を呼びかけてきたところです。

しかしながら、このような海難は依然として大きな割合を占め、その多くは簡単な発航前検査すら行われていない状況です。

このため、国土交通省及び海上保安庁の新たな取り組みとして、船長の皆さんに発航前点検を習慣づけ、適正に行っていただくために、発航前点検チェックシートを活用し、船長がプレジャーボートの出航の都度、必ず、発航前点検を実施していただく仕組みを構築していくものです。

記

1. 実施期間

平成25年6月26日から当分の間

2. 実施内容

(1) 国土交通省海事局

- ① マリーナ等に対し、所属会員がプレジャーボートの出航の都度、チェックリストにより発航前点検を実施させるよう指導啓発
- ② 小型船舶操縦士免許の取得、更新時に、受講者等に対し、チェックリスト等を活用して、プレジャーボートの出航の都度、チェックリストにより発航前点検を実施するよう指導啓発
- ③ プレジャーボートの船舶検査の受検時に、船舶所有者に対し、チェックリストを配布し、プレジャーボートの出航の都度、チェックリストにより発航前点検を実施するよう指導啓発
- ④ ホームページによる情報提供

(2) 海上保安庁

- ① 現場指導、海難防止講習会等を通じた指導啓発
- ② マリーナ等に対し、所属会員がプレジャーボートの出航の都度、チェックリストにより発航前点検を実施させるよう指導啓発
- ③ 機関取扱不良及び船体機器整備不良による海難事故船舶の船長（及び所属マリーナ）に対し、チェックリストによる発航前点検実施の励行
- ④ ホームページによる情報提供

3. 推進状況の定期的なレビューの実施

海事局海技課及び海上保安庁交通部安全課は、海難事故の発生数の推移等を定期的に確認し、海難防止対策の的確な推進に努める。